

## 電気事業における合併審査に求められる姿勢は？

佐藤 佳邦

二〇一六年四月から電力の小売全面自由化が実施され、一年後の本年四月から都市ガス事業でも同様の措置が実施された。競争による需要家利益の向上が期待される。

電力・ガスの自由化で先行する諸外国の経験からは、規模の経済の追求などを目的とした合併などのM&A（以下、単に合併と言う）の増加が見込まれる。

### 【合併審査の意義】

合併には、共通費削減などのメリットが期待できるが、価格引き上げの容易化や需要家の選択肢の減少など競争制限のおそれもある。そこで日本でも、一定規模を超える合併は公正取引委員会が独占禁止法に基づき審査する。

公取委が競争上の懸念を指摘した場合、合併を計画する企業には資産売却などの措置が求められる。さらに、過去には合併を断念した例もある。そこで以下では、電気事業の合併審査で課題となり得る潜在的な論点を提示したい。

### 【市場画定の重要性】

独禁法は、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」合併を禁止する。

この一定の取引分野を定めることを市場画定といい、市場がより広く画定されると、当事者の相対的シェアや地位は低くなるため、合併は承認されやすくなる。そのため、市場画定は合併審査における重要な争点である。

### 【商品範囲と電気事業のバリューチェーン】

一般に市場画定は、商品範囲と地理的範囲の二つの側面からなされる。

電気事業の商品範囲は、発電・送配電・小売というバリューチェーンに沿って認定されよう。最近の審査事例でも公取委は、商品範囲として「自由化分野の需要者向け電気小売業」「託送供給事業」の二つを挙げている。さらに、需要家種別ごとに料金水準やプランが異なることに鑑みると、例えば家庭用需要家だけで一つの商品範囲とされることもあろう。他方で、熱需要について電気とガスが競合関係にあることを考えれば、両者で一つの商品範囲が認定される可能性もある。

### 【競争の実態を踏まえた地理的範囲画定の可能性を】

地理的範囲については、公取委による電気事業の競争評価（二〇〇六年）が参考となる。その中で公取委は、一般電気事業者（当時）の供給区域をまたいだ地域を地理的範囲とすべきとの主張を採用せず、地域間連系線の容量が不十分であり、域外への供給が当時は一件のみだったことを理由に、供給区域ごとに地理的範囲を認定した。

この点、EUの審査事例で欧州委は、加盟国ごとに地理的範囲を認定しており、国境を超えた市場画定は例外的だ。その理由として欧州委は、国際連系線の容量が不十分であることと、国ごとに規制体系が異なることを挙げている。

現状、日本では、地域間連系線が不十分との指摘もあるが、地域による規制体系の違いはない。よって、将来、地域間連系線が整備され、地域間の相互参入が増加すれば、より広い地理的範囲を市場とすべきだろう。

**【電力分野の特徴を反映した競争評価と政策執行を】**

前述のように、合併は一定の取引分野（＝市場）の競争を制限する場合に禁止される。公取委は、合併による競争制限の有無を、当事者の市場シェア・集中度や、競争相手の地位、参入障壁の有無などから多角的に検討する。しかし、電力分野の特徴に鑑みて、合併の競争分析を実施する公取委には以下のような態度を期待したい。

まず、市場シェアに過度に依存した分析は、競争制限の可能性を見過ごすおそれがある。というのも、市場シェアが小さい事業者間の合併は、通常は、競争に悪影響を及ぼすおそれは低いけれども、卸電力市場、特に取引所取引では、僅少なシェアしか有さない事業者でも人為的な価格引き上げが可能となり得るからである。

しかし他方で、電力分野では、事業法に基づく諸規制があり、また、それを執行する専門規制官庁（電力・ガス取引監視等委員会）が設置されている。これらは、合併企業の競争制限的な行為に対する歯止めとして機能し得る。例えば、送配電部門については第三者に対する公平な開放が義務付けられており、今後、その徹底のための法的分離も予定されている。公取委は、合併後の事業者の行動を評価する際に、これらの存在を考慮すべきであろう。

その上で、合併審査により政策に齟齬が生じぬよう、公取委と監視委には、相互の協力関係の構築を求めたい。電力システム改革が目指す需要家利益の実現のためには、電力（およびガス）市場において、両者が一貫性のある競争政策を執行することが重要と考える。

電力中央研究所 社会経済研究所 事業制度・経済分析領域 主任研究員

佐藤 佳邦／さとう よしくに

2006年入所。専門は経済法。